

# 赤磐の新しい風

第3号  
平成23年4月発行  
赤磐の新しい風の会  
発行責任者 丸山明

4月20日

## いよいよ北川議員証人喚問へ

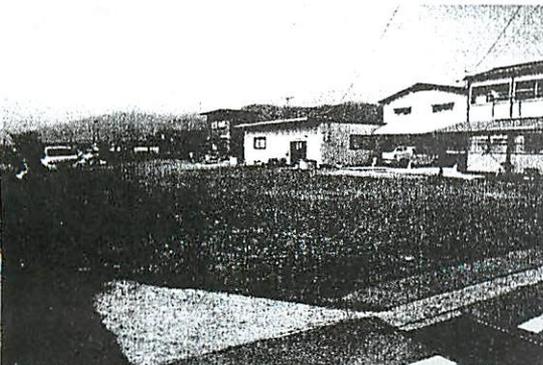
昨年1月、井上市長が、土地購入に関する疑惑に關与した当時の副市長と職員3人を刑事告訴したのを受けて、赤磐市議会でも百条委員会を設置して不明瞭な土地取引の実態を明らかにしようとしてきました。

新聞やテレビの報道を通して、貴重な市民の税金が、不要不急な土地購入に充てられたと言う事実を私たち市民が知った以上、市や議会はその後明らかにした事実を市民に知らせる義務があります。

以来1年と数カ月、百条委員会の証人席には次々と関係者が証人に立ちました。その結果は一つ知らされていません。

私たちには知る権利があります。その上で議会を監視するのも私たちの義務です。私たち「赤磐の新しい風」の会は、まず市民に知らせることから始めようと、この「赤磐の新しい風」を

発刊しました。そして、私たちは市民の立場で出来る事はやってみる以外にない。議会や百条委員会を傍聴し、また住民監査請求（赤磐市職員措置請求）をするなどしてきましたが、住民監査請求は請求出来る期間が過ぎていたとの理由で却下されました。一方議会では、百条委員会の証人喚問を2度にわたって拒否している荒島前市長を告発しようと言う動議も、賛否同数のところを議長裁定で否決するという市民不在の議会が続いています。（これについての詳細は裏面に記載）



不明瞭な土地取引が行われた事に関して私たち市民が知りたいことは、この度の土地の購入がどのような動機と手順で行われたのかと言うことであり、その間、行政上の背任行為はなかったのか、また議会や委員会ですらそれをチェックすること

が何故出来なかつたのかと言うことなのです。

百条委員会が、市民が何を望んでいるかを考え、その持つ法的特権を十分に發揮すれば、荒島前市長の証人喚問は容易に実現するはずでした。ともかく現時点で私たちが次に期待しているのは、疑惑に絡んで必ず名前が挙がる北川市議の証人喚問ですが、いよいよ4月20日実現する運びになりました。

ここで糾されるのは特に

三者契約によって代替地となった周匝853-1の土地  
敷地面積835,27㎡



周囲の土地に関するもので、  
①土地の購入目的とその必要性  
②購入手続きの適法性  
③購入代金の妥当性と適法性の3点です。

しかしその中に違法性があつたとすれば北川市議一人で出来るものではなく、多くの者の関与、協力があつたはずですし、また土地売買の当事者が議員である場合における議員のモラルも重要な課題にならなければいけません。

北川市議の証人喚問からは、この3点を究明する中で、議員と行政との関係はどうあるべきか、行政事務が法令を順守して行われているか、またそれをチェック出来るか、議会は機能を果たしているか、またできていないとすればその原因はどこにあるのかなど、今後に向けての改善の糸口が見つかるかもしれません。

# 仕組まれたか？ 荒島前市長告発動議

「賛成少数で否決します」  
佐藤議長の声に議場は騒然としました。取材に来ていた記者も事態を飲み込むのに時間がかかるほどでした。

3月議会も最終日を迎えていました。

原田議員がコンポスト事業の廃止処理に伴う質問をしようとした矢先、佐藤議長が急遽発言を封じ、問答無用とばかりに原田議員を退場処分にしたのです。と同時に荒島前市長告発動議の採決に入ると宣言、座ったままの者、立ち上がった者、入り混じる中で、数えもしないで議場に響き渡ったのが佐藤議長の

「賛成少数で否決します」の声でした。

告発動議に賛成した議員10票、反対10票の同数。原田議員の退場が無ければ賛成11票で問題なく可決されていたところですが、同数のため佐藤議長が反対に回り、裁定で否決すると言う、その間わずか数秒。

シナリオが無ければ出来ない早業だったのです。

予め、賛成すると目されていた原田議員を退場させておいて採決すると言う新手法のシナリオでした。

荒島前市長告発動議に賛成の議員

小倉、岡崎、小田、下山、海野、実盛、福木、山下、川澄、行本

反対の議員

山田、森川、樺野、小引、北川、松田、大口、川手、金谷、治徳

\*側線は百条委員会のメンバー

## 荒島前市長の告発を検討 『赤磐の新しい風』

現職議員が絡んで引きおこした土地取引に関する疑惑の数々。

この説明のために議会が自ら設置した百条委員会でしたが、議会が今度は上段で記したように、10名の議員らによって百条委員会の伝家の宝刀を放棄させるといふ愚挙に出ました。

この事実は深刻で「赤

### 百条委員会とは

都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条に基づき、地方議会が議決により設置した特別委員会の呼称。

百条調査権の発動に際しては、証言・資料提出拒否もしくは出頭拒否に対し禁錮刑を含む罰則が定められており、その場合は議会に対して告発を義務づけている。これは、国会の国政調査権にも相当するものである。

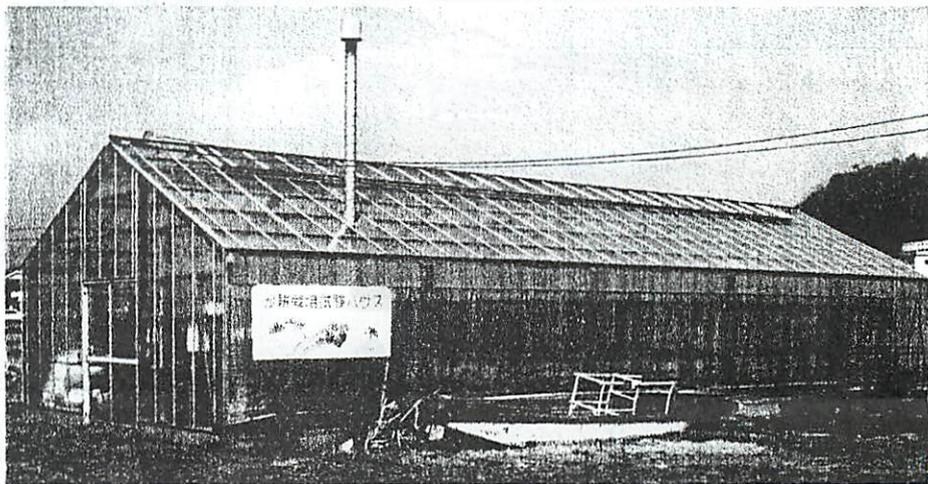
警の新しい風」の会としてもこの事実を見

過ぎすことはできません。

これを放置しては今後予定されている北川議員の証人喚問にも悪い影響を与えかねません。

私たち「赤磐の新しい風」の会は事実証明の鍵を握る荒島前市長の証人喚問拒否を告発することを検討しています。

この事実は深刻で「赤



### 是里残土置き場の疑惑

是里の残土置き場は維持管理が大変だから、赤磐市に買い取らせたいのか。

1、リゾートハウスからの雨だれはケシカラヌとして、市から迷惑料を取っていた。

2、斜面の雑草が生えるのは赤磐市の責任か。数

周匝の市民農園ほか疑惑のデパート 北川氏の農業ハウス  
平成16年まで数年間に亘り試験栽培ハウスとしてメロンをはじめ市民農園として使われていたが、4町合併を前に吉井町としての事業を整理するため、当時300万円を支払って撤去されたはずの北川氏の農業ハウスがなぜかまだ建っている。支払ったはずの税金300万円はどうなったのだろう。

### 北川議員農協理事に就任か!?

最近、うわさで聞いたところによると、北川議員は今年6月にも再度組合の理事に立候補することを公言しているようです。

地元の様子では、彼が出ることになれば、今年も彼は理事に選任されるだろうし、前回までと違って今回は退任させることは困難な状況のようです。

そういういうことになれば、さまざまな利権をめぐって、行政関係は議員として、そして農協関係は農協の理事としてますます不透明な疑惑が広がることにもなりかねないでしょう。憂慮すべきことではないでしょうか。

東北・関東大震災で被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

「赤磐の新しい風」の会へのご参加をお待ちしています。

待望の事務局設置

住所 赤磐市山陽4丁目2の30

Tel. 086-955-3633

Fax 「赤磐の新しい風」の会事務局